

序章 都市計画マスタープランについて

1	都市計画マスタープラン創設の背景	3
2	都市計画マスタープランの位置づけ	3
3	本計画の構成	6

序章 都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープラン創設の背景

昭和43年に全面改正され確立された現行都市計画法体系は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保という都市づくりの基本理念実現に大きな役割を果たした。しかし、制定後20余年を過ぎ、国際化や情報化等の産業構造の変化、高齢化や核家族化等の社会構造の変化、そして多様化や高度化等の国民ライフスタイルの変化に対応した見直し求められ、平成4年6月に建築基準法とともに改正されることになった。

特に、居住地域への商業・業務施設の進出などによる昭和61年からの地価高騰など、都市居住に関する諸問題への対策の必要性は法改正の大きな要因となっている。

改正都市計画法（平成4年公布）では、都市をゆとりと豊かさを真に実感できる人間居住の場として整備することを大きな目的として、用途地域制度の見直し、地区計画制度の拡充などの改正が行われている。

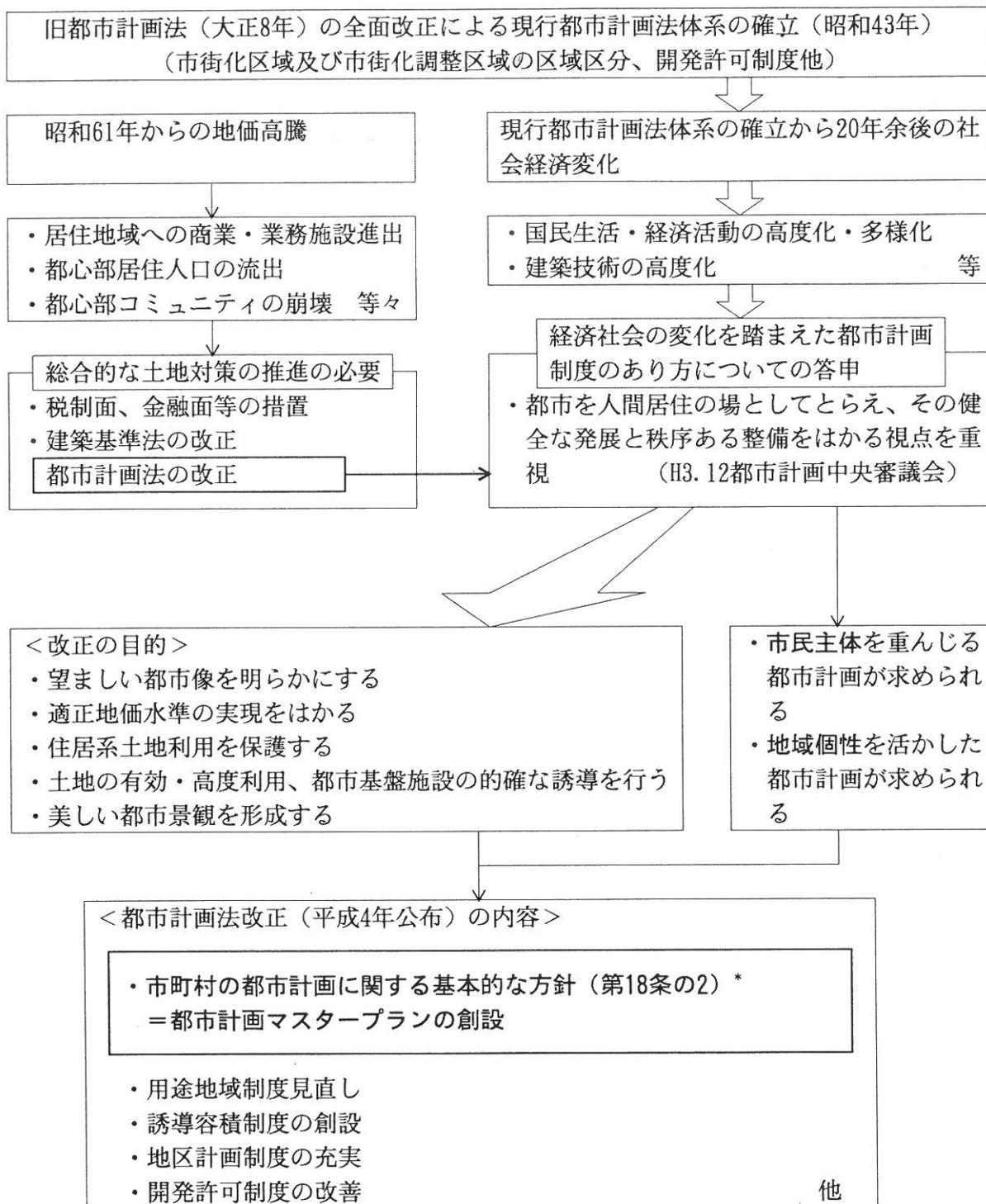
その中で都市計画マスタープランは「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（18条の2）として新しく創設されたものである。この基本方針では、市民参加のもとに、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活や経済活動を支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定めることが求められている。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、「市総合計画」や「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」（以後「整備、開発又は保全の方針」）などの上位計画と整合性を保ちながら、都市整備の目標を明確化し、具体の土地利用や都市施設等に関する各計画相互間の調整を図ったり、その先導としての役割を果たすマスタープランの機能を担うものである。

都市計画区域を基本とした広域的視点の行政指針を示す「整備、開発又は保全の方針」とはその役割分担を明確にし、市民の意見を反映し、地域的な視点を重視した地域個性のある市民の指針を目指したものとする。

図序－1 都市計画マスタープラン創設の背景と目的

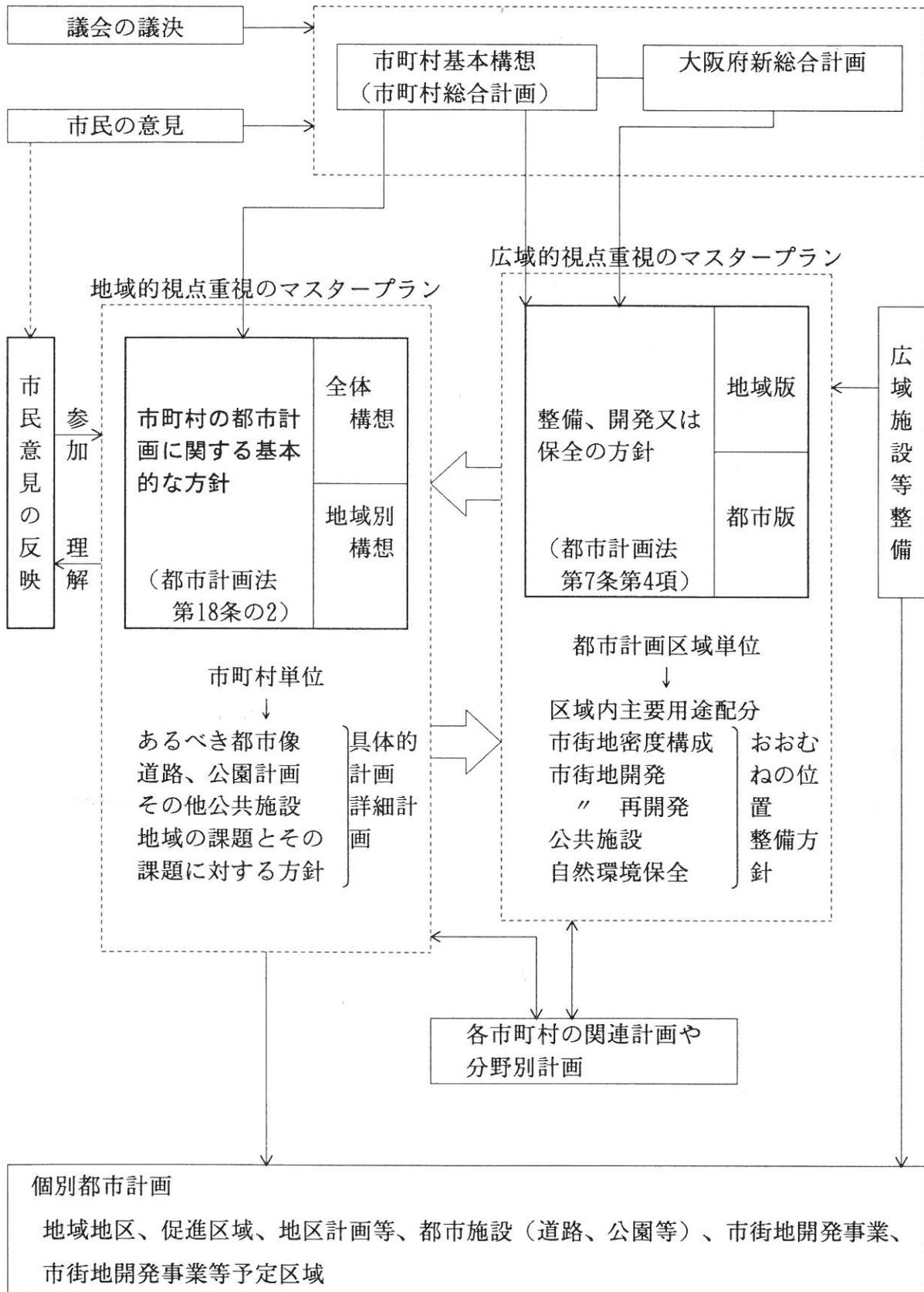


*（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

都市計画法第18条の2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに整備、開発又は保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という）を定めるものとする。

図序-2 都市計画マスタープランの位置づけ



3 本計画の構成

都市計画マスタープランは、生活像、産業構造、自然的環境等について現況及び動向を勘案して目標とすべき将来ビジョンを想定し、その実現のための整備方針を総合的に示す「全体構想」と、地域ごとのまちづくりの考え方や実施されるべき施策の方向を示す「地域別構想」から構成する。

①計画の対象区域

- ・本市の全域（都市計画区域）4,788haを計画の対象区域とする。

②計画の目標年次

- ・おおむね15～20年後を目標とする。ただし、場合によっては、超長期的な計画や構想も含む。

③計画の策定方針

- ・全体構想は、「第三次箕面市総合計画」、「整備、開発又は保全の方針」や「大阪府新総合計画」等の上位計画に即するとともに、分野別の計画や各種プロジェクトとの整合を図る。
- ・地域別構想は、全体構想との整合を図り、地域課題に対応する具体的なまちづくり方針としてとりまとめる。
- ・本都市計画マスタープラン策定に当たっては、市民意見の反映を目的としてアンケート調査やモニタリング*1等を実施することとする。

分野別の計画

- | | |
|-----------------|-------------|
| ・市街地整備基本計画 | ・親水空間整備基本構想 |
| ・商業近代化地域計画 | ・箕面市地域防災計画 |
| ・箕面市緑のマスタープラン | ・箕面市農業基本指針 |
| ・箕面市都市景観基本計画 | ・箕面市宅地化誘導指針 |
| ・箕面市交通体系マスタープラン | ・その他関連計画 |
| ・箕面市快適環境づくり計画 | |

等

*1 モニタリング

一定期間継続的に、ある事柄について意見や感想等の報告を受けること。

図序-3 策定フロー図

